

～あなたの愛が支える笑顔、あなたの想いを託す未来～
“コロナに負けない” 信州応援基金

【第一期】助成募集要項

〈募集期間〉令和2年（2020年）6月30日（火）から7月20日（月）まで

新型コロナウイルス感染症により、医療機関や学校現場をはじめ、「くらし」のあらゆる場面に大きな影響が及び、多くの課題が生じています。

このような中で、県内の子ども・若者、障がい者、高齢者、DV被害者等を支援し、地域を支える活動を行う団体を応援する『“コロナに負けない” 信州応援基金』を設立し、公共的活動応援サイト「長野県みらいベース」にて寄付を募っています。

この度、この基金により支援する第一期助成募集を開始します。

1 助成の目的

新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」に対応して活動の継続に取り組む公共的活動を行っている団体（NPO 法人等）への助成を行い、それら団体による県内の子ども・若者、障がい者、高齢者、DV被害者等様々な困難な課題を抱える方々への支援を維持し、地域の安心・安全を確保することを目的とします。

2 助成の対象

長野県内に活動拠点を置き、子ども・若者、障がい者、高齢者、DV被害者等様々な困難な課題を抱える方々への支援を行う公共的活動を行っている団体（NPO 法人等）における、①新型コロナウイルス感染症対策を講じながら活動を継続するために必要な経費及び②コロナ禍でのニーズの拡大や新たなニーズに対応するための活動に必要とする経費を対象とします。

※国、地方公共団体等から他の公的助成を受ける活動及び公的制度を活用した福祉サービス事業（保険料等により運営されているもの）は、本助成の交付対象外とします。

※活動の新規性の是非は問いません。新型コロナウイルス感染症対策を講じながら既存の活動を継続する場合でも申請いただけます。

①新型コロナウイルス感染症対策を講じながら活動を継続するために必要な経費

活動の維持に必要な活動拠点等の環境整備や活動における感染症防止対応等に要する経費を対象とします。

【助成対象事例】

- ・活動拠点における換気などの環境整備や活動に際する感染症対策の強化（非接触型のシールド、身体的距離の確保、マスクの着用、消毒等）に伴う新たな経費
- ・Web環境の整備など「3密」（密集、密接、密閉）の回避に必要な新たな経費
- ・活動への新しいスタイルの導入（テレワークやオンライン会議の導入、広々としたオフィス環境）に伴う新たな経費 など

②コロナ禍でのニーズの拡大や新たなニーズに対応するための活動に必要とする経費

新型コロナウイルス感染症の影響により、子ども・若者、障がい者、高齢者、DV被害者その他の被支援者に新たに生じたニーズに対応した支援活動（既存の活動の変更を含む）を対象とします。

【助成対象事例】

- ・ 支援対象者の増加対応等に伴う施設整備
- ・ 学習支援活動のオンライン化に必要な施設整備
- ・ 食糧、衛生品等の支援物資の流通拠点の整備、配送用車両の整備 など

3 助成内容

対象となる活動及び上限額が異なる2つの助成コースがあります。

両助成コースとも、対象となる団体や選考基準、申請様式等の申請に関わる事項は共通です。

（様式1）にて、必ずエントリーを希望する助成コースを選択してください。なお、両助成コースへの併願も可とします（ただし、採用は一方のみ）。

（1）新型コロナウイルス感染症対策を講じながら活動を継続するために必要な経費助成（20万円助成コース）

○助成金額：1団体あたり原則として上限20万円

※ただし、応募できる活動の規模は、交付を受けようとする助成希望額が5万円以上の活動とします。

○助成件数：20団体程度 ※申請状況等により変更となる場合があります。

○助成率：10/10

○対象事業：令和2年（2020年）4月1日から令和3年（2021年）3月31日までの間に長野県内で行われる「2助成の対象」中の「①新型コロナウイルス感染症対策を講じながら活動を継続するために必要な経費」に該当する活動

（2）コロナ禍でのニーズの拡大や新たなニーズに対応するための活動に必要とする経費助成（50万円助成コース）

○助成金額：1団体あたり原則として上限50万円

※ただし、応募できる活動の規模は、交付を受けようとする助成希望額が20万円を超える活動とします。

○助成件数：3団体程度 ※申請状況等により変更となる場合があります。

○助成率：10/10

○対象事業：令和2年（2020年）4月1日から令和3年（2021年）3月31日までの間に長野県内で行われる、「2助成の対象」中の「②コロナ禍でのニーズの拡大や新たなニーズに対応するための活動に必要とする経費」に該当する活動

4 対象となる団体

以下すべてを満たす団体を対象とします。

- ①長野県内に活動拠点を置き、平成 31 年 4 月 1 日以前から公共的活動を行う非営利の団体であること。

※県内に事務所・事業所等を置く特定非営利活動法人（NPO 法人）、ボランティア団体など（法人格の有無は問いません。）

- ②公共的活動応援サイト「長野県みらいベース」に登録する団体であること（当助成申請後登録可）。

※登録の手順については、「6 公共的活動応援サイト「長野県みらいベース」への団体登録について」をご覧ください。

- ③助成金の対象となる活動の情報公開に同意いただける団体であること。

- ④活動実施後、活動報告書（様式 4）の提出及びホームページ（長野県みらいベース等）への公開に同意いただける団体であること。

5 対象となる経費

【対象経費】

「2 対象となる活動」に直接かかる活動費用全般

- (例) 報償費・燃料費・旅費・食糧費・通信費・使用料及び賃借料・消耗品費・人件費・雑費（長野県みらいベース登録手数料等）・その他活動の実施に要する経費で、当財団が必要かつ適切と認めたもの

※すべて新型コロナウイルス感染症対策に対応する**新たな経費**に限ります。
※当該助成申請に限り、長野県みらいベース登録手数料（2,000 円）についても「雑費」として対象経費に計上いただけます。
※令和 2 年（2020 年）4 月 1 日以降に支出したものに限り、交付決定前に発生している経費についても対象とします。

【対象外経費】

- ・団体の運営にかかる日常的な経費（新型コロナウイルス感染症対策にかかわらず発生する運営経費）
- ・他の公的助成を受けている活動経費
- ・領収書等により支払額や支払日、用途等が確認できない経費
- ・活動終了後の欠損補填
- ・令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの期間外に発生した経費
- ・その他事業を実施する上で適当でないと認められる経費

6 公共的活動応援サイト「長野県みらいベース」への団体登録について

助成金の応募にあたっては、公共的活動応援サイト「長野県みらいベース」への団体登録が必要です。

団体登録の要件及び方法は、「長野県みらいベース > 登録を希望する団体の方へ」(<https://www.mirai-kikin.or.jp/npo/>) をご覧ください。

- ※新規登録団体に限り、長野県みらいベース登録手数料として 2,000 円を頂戴します。この手数料については、対象経費への計上が可能です。
- ※暴力団と関係のある団体、宗教や政治活動を主目的とする団体、反社会的な団体等は登録できません。その他、利益配分や経費管理にも条件があります。
- ※早めの申請をお願い致します。また、法人格のない団体（任意団体）については面談をさせていただくことがありますので、ご了承ください。

7 助成金への申請

当財団所定の申請様式に必要事項を記入の上、下記の添付書類と一緒にご送付願います。なお、申請書類は、①原本を郵送で、②電子データをメールにてご提出ください。

- ※同一団体からの応募は、1 件とします（両コースへの併願は可能です）。
- ※原本（郵送）と電子データ（メール）の両方をご提出ください。
- ※申請書類の返送はいたしません。
- ※申請にあたり、必ず申請書類のコピーもしくは控えをお手元に残してください。
- ※提出いただいた団体情報・個人情報、当該助成金の業務に限り使用します。

- 申請書類：助成金申請書（様式1）、活動計画書（様式2）、収支予算書（様式3）
- 添付書類：申込団体の決算書¹（直近の事業活動計算書・資金収支計算書・貸借対照表等）、直近の役員名簿（住所、氏名、年令の記載があるもの）
- 受付期間：令和2年（2020年）6月30日（火）～7月20日（月）（消印有効）
- 申請先：公益財団法人長野県みらい基金 松本事務所

【原本送付先】

〒390-0852
長野県松本市大字島立 1020 松本合同庁舎 2 階
TEL：0263-50-5535 FAX：0263-50-6561

【電子データ送信先】 E-Mail：info@mirai-kikin.or.jp

8 選考について

事務局による申請要件・資格確認後、第三者審査委員会にて審査
※選考結果は、すべての申請団体宛て書面で通知します。

9 選考の主な視点

- ・活動の公益性：活動の目的、ターゲットが明確になっているか。また、それらが当助成の趣旨に合致しているか。
- ・必要性：新型コロナウイルス感染症対策として有効か。地域の困難な課題を抱える方々のニーズに沿い、優先的に実施すべきものか。
- ・実現可能性：活動実施が確実に見込まれるか、体制が整っているか。

¹ 特定非営利活動法人（NPO 法人）にあつては、特定非営利活動促進法第 28 条により作成し、同法第 29 条により長野県（県民文化部県民協働課）に提出した直近の事業報告書等（事業報告書・活動計算書・貸借対照表・財産目録）をご提出ください。

- ・団体等の適格性：団体等の過去の活動実績が、その目的に沿ったものか。団体の経済状況が支援を必要とするものか。

10 事業内容等の変更

- (1) 申請時に提出した申請書の内容に基づいて選考を行いますので、提出後大きな変更が生じることのないよう十分検討の上、作成してください。
- (2) 交付決定後の助成対象活動の内容（目的等）や助成対象経費の**重要な変更**については、**事前の協議が必要**となります。なお、その際、助成金の減額又は交付の取消しを行う場合があります。

11 活動報告

- (1) 原則として、活動終了後1ヶ月以内又は令和3年（2021年）3月31日（水）のいずれか早期に到来する期日までに、活動報告書（様式4）及び収支決算書（様式5）を提出してください。活動報告書は、取りまとめの上、公共的活動応援サイト「長野県みらいベース」上に公開します。
- (2) 活動報告書を提出いただく際には、請求書（写し）、契約書（写し）、銀行振込明細書及び領収書等、実際に経費を支払ったことが確認できる証拠書類（原本）も併せて提出いただきます。
- (3) 活動報告書等の審査の結果、偽りその他不正の手段により当該助成金の交付を受け、又は当該助成金を他の用途に使用したことが判明した場合には、当財団は、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとします。その場合、当財団は、当該取消に係る部分に関し、期限を定めて、その返還を求めるものとします。

12 公募日程

- ・申請告知：令和2年（2020年）6月30日（火）
- ・受付期間：令和2年（2020年）6月30日（火）～7月20日（月）（消印有効）
- ・交付決定：令和2年（2020年）8月上旬
- ・助成金交付：令和2年（2020年）8月中旬（請求書の提出があった団体から随時）
- ・活動実施期間：令和2年（2020年）4月1日（水）
～令和3年（2021年）3月31日（水）まで
- ・活動報告：事業終了後1ヶ月以内又は令和3年（2021年）3月31日（水）のいずれか早期に到来する期日